

保全ニュース 九州

第42号 (2013年10月)

目次

■官庁施設保全連絡会議

～多数の御出席、有難うございました～

■官庁建物実態調査に関する御協力をお願い

■執務室内の空気環境基準及び測定について

■保全 Q&A ～改修工事の予算要求について～

■冬の省エネのポイント

官庁施設保全連絡会議～多数の御出席、有難うございました～

今年も

・「九州ブロック官庁施設保全連絡会議」(6/13(水)開催)

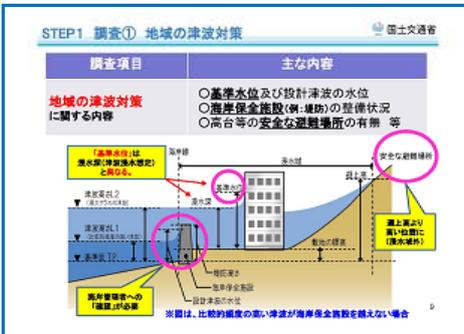
・「九州地区官庁施設保全連絡会議」(6～7月の間、計6会場で開催)

を無事終了しました。国・地方公共団体・独立行政法人の保全担当者計317名の方に御出席頂きました。

「九州ブロック官庁施設保全連絡会議」は、国のブロック機関の保全担当者を対象に、保全業務の「施策」を推進するため開催しています。今年度は主に、津波や風水害に関する「災害への備え」、老朽化対策として「法定点検の重要性」を説明しました。



会議室での説明状況



「官庁施設の津波防災診断」を説明



「風水害への備え」を説明

「九州地区官庁施設保全連絡会議」は、九州7県の保全業務担当者を対象に、保全業務の「実務」に関する理解・知識を深めて頂くため開催しています。一部の地区では、会議会場の施設を実際に見て回りながら、法定点検や災害対策のポイントの解説も行いました。

各会議終了後は「相談コーナー」を設け、個別具体の御相談に応じさせて頂きました。今後も、アンケート結果を踏まえ、極力、保全業務の「ニーズ」に応えた「タイムリー」な議事となるよう努めて参ります。



空調設備の運転状況を解説



浸水対策(防水板)を解説



会議終了後の相談コーナー

官庁建物実態調査に関する御協力のお願い

日頃より、「官庁建物実態調査」に御理解・御協力頂きありがとうございます。

今後実施予定の「現地調査」にも御協力をお願いします。この調査により、整備局職員が調査対象施設に伺い、官庁施設の老朽度の目安となる現存率(建物全体としての新築時に対する現存価値の割合)を算定します。あわせて、保全状況に関する「気づき」を現地で指導・助言させて頂く場合もあります。調査結果は、今後の修繕や建替に係る中長期的な計画の企画立案、予算措置に係る優先順位の判定に活用させて頂きます。

執務室内の空気環境基準及び測定について

これまでの「保全実態調査」及び「保全実地指導」において、「執務室内の空気環境測定」が未実施の庁舎が多くみられます。この測定の適切な実施に向けて、以下のとおり関係法令のポイントを整理しました。所管庁舎のうち、「どの建築物」の「どの執務室」で「どのような」測定が必要かを御確認下さい。

<ポイント1> 執務環境に関する法令とは？

国の庁舎の執務環境に関する法令は、主に、以下①～③が該当します。

① 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）

国家公務員の場合、労働安全衛生法が適用されない代わりに、この規則により、職員の健康や安全の確保に関する事項が定められています。

② 事務所衛生基準規則

労働安全衛生法の実施のため、「事務所」の衛生基準が定められたものですが、上記①の運用通知により、国の庁舎にも「準用」されています。

③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：建築物衛生法、ビル管法）

多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等が定められています。

<ポイント2> 執務室内の空気環境に関する法令とは？

上記①～③の各法令で、執務室内の空気環境に係る以下の内容が定められています。

① 人事院規則10-4第15条（執務環境等について講ずべき措置）【すべての執務室で該当】

各省各庁の長は、事務所衛生基準規則の準用により、換気その他の空気環境の調整など、職員の健康保持のための措置を講じなければなりません。

②-1 事務所衛生基準規則第2～4、6条 【すべての執務室で該当】

「気積」「換気」「温度」「燃焼器具」について、執務室内の空気環境の管理に係る基準値や必要事項が定められています。

②-2 事務所衛生基準規則第5条（空気調和設備等による調整）

【空気調和設備又は機械換気設備を設けている執務室で該当】

執務室に供給される空気が、空気環境に係る項目毎の規定値に適合するよう、当該設備の調整が必要です。

②-3 事務所衛生基準規則第7条（作業環境測定等）

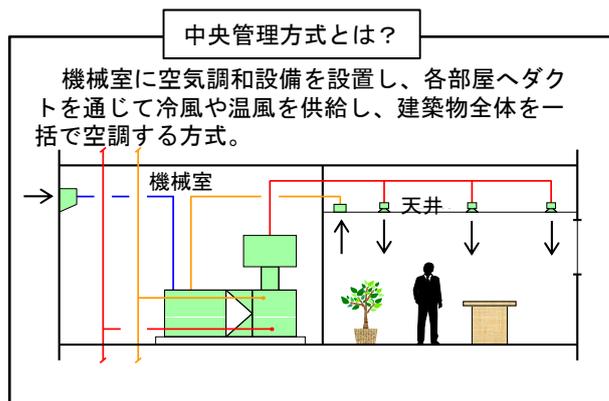
【中央管理方式の空気調和設備を設けている執務室(図参照)で該当】

一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度の定期的な測定が必要で、測定結果は一定期間保存します。

③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1・2項、施行令、施行規則 ほか

【延べ面積が3,000㎡以上の建築物で、空気調和設備又は機械換気設備を設けている執務室で該当】

建築物環境衛生管理基準に基づく空気環境の調整と、空気環境に係る項目毎に、有資格者による定期的な測定が必要で、測定結果は一定期間保存します。



<ポイント3> 空気環境測定を誰がするのか？

上記③に該当の庁舎では、業務委託による測定が一般的と思われますが、それ以外の場合は、上記②-3の測定に当たり、所定の測定器 (注) を御準備頂ければ、施設管理担当職員が自ら行うことも可能です。

(注)事務所衛生基準規則第8条に規定。



参考：空気環境測定器

保全 Q & A ~改修工事の予算要求について~

Q1.官庁施設において、漏水などの不具合を解消するための改修工事が必要な場合、国土交通省による予算措置が可能でしょうか？

A1.改修工事の内容が、以下の①～③を全て満たせば、国土交通省による予算措置の可能性がります。

- ①「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条によりその営繕を国土交通大臣が実施すべき施設に該当
- ②総額が200万円を超える工事
- ③工事内容が、以下の実施基準のいずれかに該当

<「特別修繕」の実施基準>

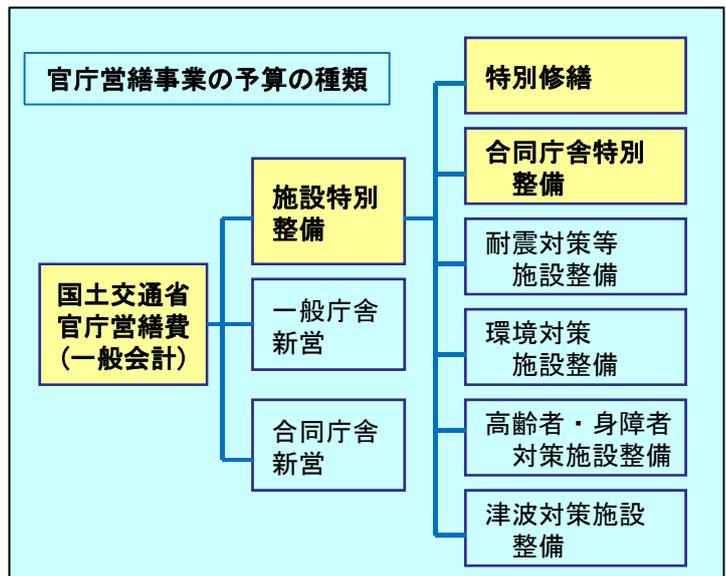
【対象施設】一般会計予算で整備された庁舎（合同庁舎を除く。）

- ・補修しないことにより、建物に重大な危険を生ずるおそれがあるもの
- ・防水、外壁又は外部建具の劣化等により執務環境に著しい障害を生ずるおそれがあるもの
- ・電気、給排水、空気調和又は昇降機等の建築設備の劣化等により建物の機能に障害を生ずるおそれがあるもの
- ・狭あい解消のための小規模な増築、社会的機能劣化への対応、耐用年数の延長を図ることが可能となる等、新築と同等の機能を確保できるもの

<「合同庁舎特別整備」の実施基準>

【対象施設】合同庁舎

- ・耐用年数を延ばす為の補修
- ・保安上、機能上、又は維持運営上必要な施設の改修及び整備
- ・車庫、書庫、自転車置き場、その他合同庁舎として必要な附属施設の新増設
- ・庁舎の使用調整に伴う大規模な模様替



Q2.官庁営繕事業に係る予算において、「特別修繕」や「合同庁舎特別整備」は、「庁舎維持管理費」や「各所修繕費」とどう違うのでしょうか？

A2.「庁舎維持管理費」は、庁舎を維持管理するために必要な費用で、主に、定期点検等及び保守費、運転・監視及び日常点検・保守費、清掃費、執務環境測定費等が該当します。

「各所修繕費」は、故障・不具合箇所の部分的な補修等に必要な費用です。

「特別修繕」や**「合同庁舎特別整備」**は、故障・不具合部分を含む全体を改修するために必要な費用です。

以下、各予算の用途について、具体例を示します。



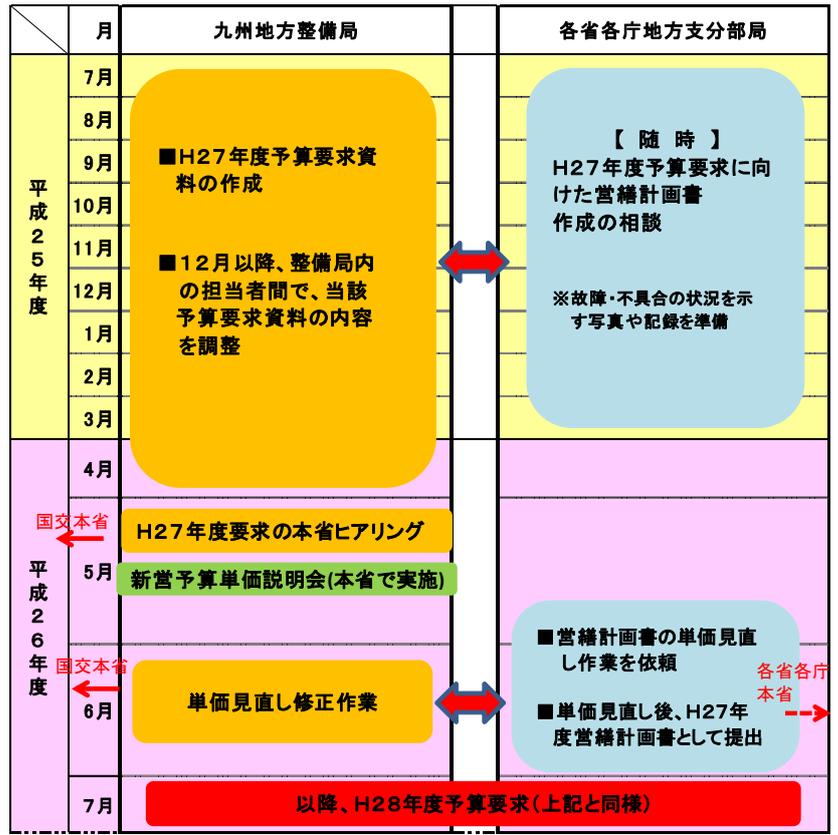
※ → につれて、不具合の程度が大きくなります。

Q3. 整備局に対して、いつどのように、「特別修繕」や「合同庁舎特別整備」の予算措置を相談・依頼すればよいですか？

A3. 右は、H27年度予算要求に関するスケジュールです。

現在(H25年10月)は、H27年度予算要求の資料作成中で、例年12月以降に行う予定の、整備局内の担当者間での要求内容の調整に向けて準備中です。従って、H27年度の施設特別整備の予算要求は、それに間に合うように相談・依頼等をお願いします。例年5月頃に、国土交通本省と各整備局とによる、翌年度の要求ヒアリングが行われます。そのために整備局では、前年の12月頃から、予算要求資料の内容調整を始めます。

なお御相談は、当該施設を管轄する保全指導・監督室又は営繕事務所にお願いします。また、要求に当たっては、状況写真や不具合・故障の記録等による「緊急性の分かるもの」を準備して下さい。



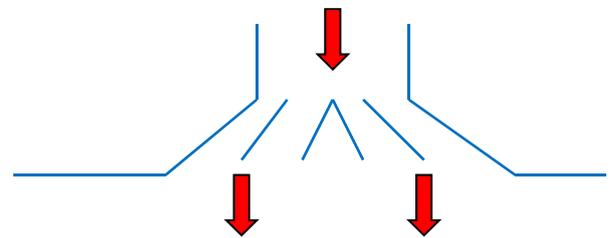
冬の省エネのポイント

暖房シーズン前に、空調吹出口の「コーン」の位置を調節しましょう。

室内の天井に、写真のような空調吹出口が設置されている施設では、冬の空調運転シーズン前に「コーン」の位置を調整し、風向きを変えると、室温や気流の偏りが改善され、省エネにつながります。暖房時にはコーンを上げて、風向きを鉛直方向とします。(ちなみに、冷房時にはコーンを下げて、風向きを水平方向とします。)



調整が必要な吹出口



断面(コーンを上げた状態)

※過年度の10月発行分の『保全ニュース九州』でも、「冬の省エネ対策」を紹介していますので、是非ご覧ください。
↓九州地方整備局HPの「保全ニュースバックナンバー」にて確認できます。
<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen/backnumber.html>

事務局
九州地方整備局営繕部 調整課 保全企画係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3537
FAX 092-476-3486
E-メールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

保全指導・監督室 保全指導係 TEL 092-476-3539
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21